

## レンタルサーバサービス 約款

### 第1章 総則 第1条（約款の適用）

1. このレンタルサーバサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、ハッピーコンピューター株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスである各レンタルサーバサービス（以下、総称して「本基本サービス」といいます。）及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款であり、第1章が基本サービス約款、第2章がオプションサービス約款を構成します。

2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

### 第2条（本基本サービス）

1. 本基本サービスの内容は、以下のとおりです。

（6）レンタルサーバサービス レンタルサーバサービスとは、独自ドメイン名を保有する利用者及び当社が保有するドメイン名を用いる利用者に対し、ウェブサイトインターネット上に公開することのできるサーバ機能及びハードディスク領域、並びに電子メールアドレス及び電子メールを保存するためのハードディスク領域、その他これらに付随する機能を提供するサービスです。

### 第3条（非保証）

1. 「レンタルサーバサービス」（一部プランを除きます。）の標準機能である「共有 SSL」において、以下の各号に定める事項は、保証の限ではありません。

（1）SSL 暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと

（2）利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること

（3）SSL 暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他同通信の安全性が確保されていること

（4）利用者の使用目的に適合し、利用者の期待どおりの環境が提供されること

（5）SSL 暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること

2. 「レンタルサーバサービス」（一部プランを除きます。）の標準機能である「Web アプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。

（1）Web アプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること

（2）最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること

(3) 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること

(4) 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること

3. 「レンタルサーバサービス」の標準機能である「ウイルススキャン機能」によるウイルス等の検出及び駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等の検出又は駆除が可能であることを保証するものではありません。また、ウイルススキャン機能によるウイルス等の検出又は駆除には利用者の電子ファイルの変更又は削除を伴うことがあり、変更又は削除された電子ファイルを復元することはできません。

## 第2章 オプションサービス規定

第1節 無償 SSL サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

### 第5条（サービス内容）

1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行及び失効に係る業務を行う組織（以下、「認証局」といいます。）に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は第12条に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、及び、当該手続により発行又は更新された SSL サーバ証明書を利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイトに定めるものとします。

2. 本オプションサービスは、無償とします。

### 第6条（上位規約）

1. 本オプションサービスの利用契約には、基本約款及び本約款に加えて、認証局の定める SSL サーバ証明書に適用される約款、規約、規定等（以下、「上位規約」といいます。）が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款及び本約款と上位規約に矛盾又は抵触する規定がある場合、上位規約の規定が優先して適用されるものとします。

2. 利用者は、SSL サーバ証明書に関し、認証局又は第三者との関係において、上位規約に従うことに同意するものとします。上位規約が、利用者の承諾を得ることなく策定又は変更された場合であっても、同様とします。

### 第7条（申込み）

1. 本オプションサービスは、本基本サービスのうち、「レンタルサーバサービス」を利用中である利用者に関し、申し込むことができるものとします。

2. 本オプションサービスの利用条件については、別途定めるものとします。

#### 第8条（申込みの拒絶、発行拒否）

1. 当社は、基本約款に定める申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不相当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。
2. 認証局は、当社が代行した SSL サーバ証明書の新規発行又は有効期間更新の申請を拒否し、SSL サーバ証明書の発行又は有効期間の更新を行わないことがあります。
3. 当社及び認証局は、申込みを承諾しないこと又は証明書の発行若しくは有効期間の更新を行わないことに関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（情報等の提供）

1. 利用者は、当社に対し本オプションサービスの提供に必要な情報及び書類（以下、「情報等」といいます。）を提供するとともに、当社に提供したすべての情報等を、正確かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、利用者に対し、利用者が当社に提供した情報等以外の情報等であって本オプションサービスの提供に必要と当社が判断する情報等の提供を要求することができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。

#### 第10条（失効）

1. 次の各号のいずれかにあたる場合には、当社及び認証局は、利用者に事前の通知をすることなく、利用者の SSL サーバ証明書を直ちに失効させることができます。
  - (1) 利用者が上位規約、基本約款又は本約款のいずれかに違反した場合
  - (2) 上位規約に基づき、正当な手続を経て要求又は許可された場合
  - (3) 法令に基づく要請のあった場合
  - (4) 認証局が SSL サーバ証明書の秘密鍵の危殆化の可能性があると認めた場合
  - (5) その他、当社又は認証局が必要と認める相当の理由がある場合
2. 利用者は、前項による SSL サーバ証明書の失効について、異議申立をすることはできないものとします。
3. 当社及び認証局は、本条第1項、及び第13条第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第11条（有効期間、更新及び解約）

1. 本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書の有効期間は、当社を通じて認証局より SSL サーバ証明書が発行された日から、当該 SSL サーバ証明書の有効期間

として認証局が定めた日までとします。

2. 利用者が、本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書の有効期間が満了する30日前までに、当社所定の方法により本オプションサービスの利用契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、当社は当該 SSL サーバ証明書の有効期間更新に係る手続きの代行を実施するものとし、以後も同様とします。

3. 本オプションサービスの利用契約は、利用者が当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって解約することができます。

4. 本基本サービスに係る利用契約が終了した場合、当該利用契約の対象である本オプションサービスも当然に終了するものとします。

5. 理由の如何を問わず、本オプションサービスの利用契約が終了した場合、当社は、本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、当該利用契約の対象である SSL サーバ証明書を直ちに失効させることができるものとします。

#### 第12条（保証、免責）

1. 当社は、本オプションサービスを提供するにあたり、当該 SSL サーバ証明書の発行又は有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、SSL サーバ証明書が発行されること、及び SSL サーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行に関連して利用者が発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 本オプションサービスにより発行された SSL サーバ証明書は、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の定める上位規約に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該 SSL サーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該 SSL サーバ証明書を使用することに関連して利用者が発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

3. 利用者が発行を受けた SSL サーバ証明書について、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該 SSL サーバ証明書の有効な提供が中断、終了、又は仕様の変更等が行われる場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

4. 当社は、認証局の解散又はその SSL サーバ証明書発行事業の終了により、本オプションサービスの提供の一部又は全部を終了する場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該終了及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（申込み）

1. 本オプションサービスは対象サービスを利用中である利用者に関し、申し込むことができるものとします。
2. 本オプションサービスの利用条件については、別途定めるものとします。

#### 第14条（利用契約上の地位等の譲渡等）

1. 利用者が、基本約款における利用契約上の地位等の譲渡等の規定に基づき、本基本サービスに係る利用契約上の地位又は権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保として提供等し、又は利用契約上の地位若しくは義務を第三者に引き受けさせた場合（以下、「譲渡等」といいます。）、本オプションサービスに係る利用契約は原則として当該譲渡等と同時に終了するものとします。

#### 第15条（非保証、免責）

1. 当社は、提供領域のバックアップ環境の作成若しくは保管がなされず、又は提供領域のバックアップ環境の全部若しくは一部が滅失若しくは毀損（改ざんを含みます。以下同じ。）した場合において、その原因が次の各号のいずれかに該当するときは、これにより利用者又は第三者に生じる結果及び損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

（1）第三者の故意又は過失による場合

（2）電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止したことによる場合

（3）天災地変その他の不可抗力による場合

（4）利用者のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の不良や利用制限等による場合

（5）提供領域のバックアップ環境により、当社の提供する他のサービス若しくはこれらを利用する他の利用者に著しい支障若しくは損害が生じ、又はそれらのおそれがあるため、当社が必要な範囲においてスナップショット又はステージング環境を削除する場合

（6）利用者が本オプションサービスの利用を終了した場合

（7）その他当社の責に帰すべからざる事由による場合

2. 当社は、理由の如何を問わず提供領域のバックアップ環境が滅失又は毀損した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。

3. 当社は、提供領域のバックアップ環境について、利用者がこれを閲覧し又は取得する作業を開始する時点において保管されている現状有姿の状態を利用者に提供するものであり、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性又は整合性、第三者の権利の非侵害性、本オプションサービスに基づき利用者に提供される機器及び設備の正常な稼働、本オプションサービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限られません。以下本条において同じ。）も行わないものと

ます。

4. 当社は、提供領域のバックアップ環境について、利用者がこれを構築した時点において保管されている現状有姿の状態の利用者に提供するものであり、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。

#### 第16条（利用者による情報及びデータの維持、管理等）

1. 利用者は、本オプションサービス用設備の故障その他の理由により、当該利用者が本オプションサービス用設備に格納した本オプションサービスに関する利用者データ（基本約款において定義される利用者データを意味し、提供領域のバックアップ環境、並びに両者に関する情報及びデータを含みますが、これらに限られません。以下同じ。）その他の情報及びデータが滅失することがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 利用者は、本オプションサービスを利用して受信し、送信し、又は作成する情報及びデータ（本オプションサービスに関する利用者データを含みますが、これに限られません。）については、本オプションサービス用設備の故障その他の理由による滅失に備え、バックアップを取っておく等、自己の責任と費用負担において必要な措置をとるものとします。

3. 前条及び前二項のほか、利用者は、本オプションサービスに関する利用者データその他の情報及びデータの維持、管理等に関し、基本約款におけるアカウント、データ等の管理の規定及び非保証、免責の規定をあらかじめ確認し理解し同意するものとします。

#### 第17条（利用契約）

1. 基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、本オプションサービスに係る利用契約は、利用者による本オプションサービスの申込みが当社に到達したとき（申込者が必要事項を記入の上送信した申込画面を当社が受信したとき）に成立するものとします。ただし、本オプションサービスの提供開始後に、基本約款に定める申込みの拒絶事由に該当することが判明した場合には、当社は、本オプションサービスの提供を中止することがあります。

2. 本オプションサービスの提供は、前項の利用契約が有効に成立した日を利用開始日として、同日から開始されます。

3. 本基本サービスに係る利用契約が終了した場合、本オプションサービスの利用契約も当然に終了するものとします。

#### 第19条（利用料金の支払）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、利用開始日の属する月は利用開始日から当月末日までの、利用開始日の属する月の翌月以降は毎月1日から末日までの本オプションサービスの利用料金を、それぞれその翌月の末日までに支払うものとします。

## 第20条（最低利用期間）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本オプションサービスの最低利用期間はないものとします。

附則 第1条（適用開始） この約款は、平成27年11月21日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、平成29年3月15日より適用されます。